

第23回 法廷だより

2017年12月19日、第23回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

曇天の下、傍聴席は満員

2017年12月19日午後2時00分より札幌地裁で、第23回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず原告の意見陳述を行い、その後弁護団から前回提出した準備書面(24)を補強する準備書面(25)、敷地内断層の危険性について述べる準備書面(26)、主張立証責任の所在について整理するとともに原発事故に至る機序を例示した準備書面(27)を提出しました。そのうえで、準備書面(25)の要旨を田中宏弁護士、同(26)、(27)の要旨を菅澤弁護士が説明しました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、千田素子さんが行いました。国連人権理事会での福島原発事故被害者によるプレゼンテーションや、家賃を滞納

した原発避難民に対する提訴などをとりあげ、原発事故の被害者が国により理不尽に追いつめられている現状を指摘し、廃炉を強く求めました。(意見陳述の内容は2ページ)

弁護団の口頭陳述

主張内容の関係で、準備書面(27)、(25)、(26)の順に口頭陳述を行いました。準備書面(25)については田中宏弁護士が、同(26)、(27)については、菅澤弁護士が行いました。

準備書面(25)については、基準津波の高さに関する被告の主張が数度変遷し計算根拠も示されていないこと、津波防護施設に関し基準津波の高さの変化から防護策が不可欠になった一方、既存の防潮堤が支持基盤の液化化により機能しなくなることを指摘しました。こ

れにより、津波対策につき完全性に欠けることがないことの主張立証に被告が成功しておらず、具体的危険が事実上推認されると主張しました。準備書面(26)については、11月の適合性審査において、被告がこれまで否定してきた敷地内断層の活動性について、これを否定する根拠が薄弱であると指摘されたことをうけ、被告による耐震性審査は、敷地内断層の評価について審

査ガイドに反しており、根本的に安全性を欠いていると主張しました。

準備書面(27)については、伊方原発最高裁判決に則り、被告行政庁の側で安全性に関する主張立証を行い、それが尽くされない場合には具体的危険の存在が事実上推認されることをまず確認しました。その上で、近接活断層の調査の不備から耐震安全性の基準となる地震の大きさの想定が定まっていないことを指摘しました。そして、原発事故に関する機序を、被告側で作成したイベントツリーをもとに例示し、対処手順に綱渡りのような危うさを孕んでいること等を指摘しました。

今後の予定等

次回期日は、3月20日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は6月19日(火)午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょ。

(文責・佐々木泰平)

